

337 773

「企業価値担保権を活用した 新しい融資がよくわかる講座」

追補資料 Ver.02

一般社団法人金融財政事情研究会 教育研修事業部（編）

本資料は、特に断らない限り、2025 年 9 月 1 日時点における情報等に基づいて記述されています。



一般社団法人 金融財政事情研究会

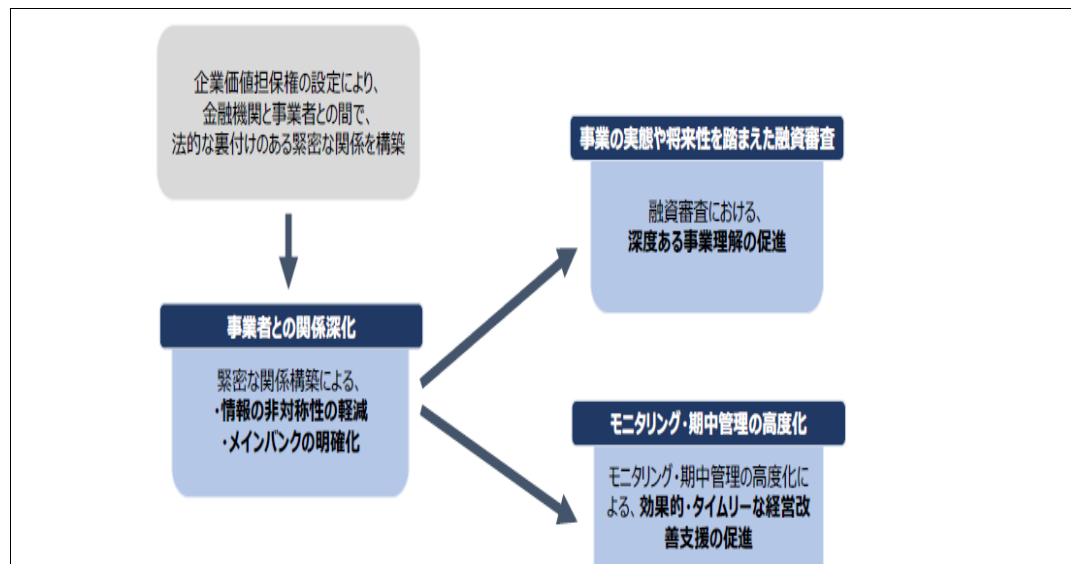
「企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備」(金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」)

金融庁は2025年6月27日に公表した「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」¹のなかで、「企業価値担保権制度の施行に向けた環境整備」について、以下のとおりまとめました。

<背景・問題意識>

プログレスレポートでは、「企業価値担保権は、将来キャッシュフローを含む事業全体を担保とする制度であり、その設定を通じて、金融機関と事業者の間に、事業の継続および成長という共通の目標に向けた、法的な裏付けのある緊密な関係が構築される」とし、「そうした事業者との関係深化によって、情報の非対称性の軽減・メインバンクの明確化が図られ、事業性を評価する際のデータ不足等といった事業性融資における課題に対応しやすくなるとともに、事業の実態や将来性を踏まえた融資審査やモニタリング・期中管理の高度化につながることを期待される(図表1)」と記載しています。

(図表1) 担保・保証に過度に依存しない融資に向けた実務の高度化(イメージ)



(出所) 金融庁「金融仲介機能発揮に向けたプログレスレポート」、2025年6月

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250627-2/02.pdf>

<企業価値担保権による事業性融資の深化のポイント>

金融庁は 2024 事務年度に、事業性融資の状況調査や勉強会（事務局：全国銀行協会）などを実施しました。それらの取組みを踏まえると、「金融機関が企業価値担保権を活用して事業性融資を深化させるためには、(1) 事業者との関係の深化、(2) 事業の実態や将来性を踏まえた融資審査、(3) モニタリング・期中管理等がポイントになると考えられる」としています（図表 2）。

（図表 2）企業価値担保権の深化のポイント

(1) 事業者との関係の深化	■ 職員が事業者との対話に注力できる環境を整備することが重要 - 事業者との緊密な関係に基づき、事業性融資の取組みを深化させるには、職員が事業理解や期中管理等における事業者との対話に注力できるよう、リソース配分・組織体制の整備が重要
(2) 事業の実態や将来性を踏まえた融資審査	■ 事業CFによる返済可能性を十分に検証することが重要 - より深い事業理解等のため、事業計画に基づく事業者との対話や事業計画の作成支援を行うことも有用
(3) モニタリング・期中管理の高度化	■ 企業規模・特性等に応じてコベナントを適切に活用することが重要 - 業況悪化の早期検知・タイムリーな経営改善支援につなげていくことができると考えられる

（出所）金融庁「金融仲介機能発揮に向けたプロGRESSレポート」、2025 年 6 月

<事業性融資を通じた収益基盤の強化>

プロGRESSレポートでは、事業性融資を通じて金融機関の収益基盤を強化するためには「深度ある事業理解に基づき、リスク・リターンを適切に考慮すること（たとえば、赤字を抱えているが事業の将来性が見込まれる事業者に対し、リスクに見合った貸出金利の設定や融資額上限の見直しを行うなど）が重要である」としています。

また、足もとの無担保・無保証融資と企業価値担保権を活用した融資の大きな違いは、「金融機関と事業者の関係がより緊密になることで深い事業理解やそれに基づくリスクテイク、円滑なモニタリング等を実現しやすくなることであると考えられ、こうした制度のポイントを踏まえてリスク・リターンを認識することが有用である」と整理しています。

<想定される企業価値担保権の活用事例>

プロGRESSレポートではコラムとして、上記「深化のポイント」に着目した「中小企業融資において想定される活用事例」について、下記の3つを示しています。

事例①

【ポイント】事業C F（キャッシュフロー）による返済可能性の検証／コベナンツの設定

<概況>

- ・企業属性：中小企業（年商10億円）／製造業／正常先／成長期
- ・取引状況：A地銀一行（運転資金として3億円の無担保融資を実行中）
- ・資金需要：業容拡大に向けた設備資金（用地取得／工場建設）5億円

<対応>

- ・A行の支援のもと事業計画を策定し、事業C Fの将来見通しを踏まえて企業価値担保権付き融資を実行（リスクに見合った高い金利を設定）。
- ・コベナンツとして設定した事業C Fの状況を四半期ごとに確認し、事業計画に照らして想定範囲外の推移となった場合には事業の改善等について対話することとした。

事例②

【ポイント】事業性評価を踏まえたリスク・リターンの考慮

<概況>

- ・企業属性：中小企業（年商5億円）／水産加工食品業／要注意先（→正常先）／業況不芳（債務超過）／経営改善計画策定先
- ・取引状況：B信金一行
- ・資金需要：運転資金（営業・マーケティング）1億円

<対応>

- ・経営者の資質やこれまでの計画達成状況（経営改善計画に基づき営業力を強化し事業C Fが計画どおりに推移）を踏まえた計画の達成見通しを考慮し企業価値担保権付き融資を実行。
- ・事業が計画どおり順調に回復していること、新たな取引先獲得により今後も売上拡大が見込まれること等を踏まえて正常先に分類し、かつての融資額上限を超える融資を実現。

事例③

【ポイント】複数行取引を維持しつつ、効率的なモニタリング体制を構築

<概況>

- ・企業属性：中小企業（年商 100 億円）／小売業（地元のスーパーマーケット）／要注意先／業況不芳
- ・取引状況：メイン A 地銀、B 地銀、C 信金
- ・資金需要：物価高や人件費の高騰を受けた追加運転資金

<対応>

- ・多くの地元住民が利用する、地域に不可欠な事業であることを踏まえ、複数行取引を維持し、3 金融機関で企業価値担保権付きの協調融資を実行。
- ・メイン A 地銀を中心としたモニタリングおよび期中管理体制に移行することで複数の金融機関との調整コストを低減しつつ、メイン A 地銀の支援のもと経営改善に専念。

「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について (事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン)」

金融庁が2025年5月30日に公表した「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について（事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン）」²の概要は下記のとおりです。なお、このガイドラインは「事業性融資の推進等に関する法律」の施行日である2026年5月25日から施行されます。

<担保目的財産の考え方>

✓企業価値担保権は、債務者の個々の財産を固定的に担保の目的とするものではなく、将来のキャッシュフローの源泉となる事業者の総財産（のれんやノウハウ等の無形資産を含む）が一体として担保の目的になることが明確にされている点に留意が必要である。

<労働契約等における契約上の地位>

✓企業価値担保権の設定および実行それ自体は、企業価値担保権設定者が締結している他の契約の相手方（商取引の相手方、労働者等）を拘束するものではなく、このことは、企業価値担保権が設定されていない場合と同様であることに留意が必要である。

（例：企業価値担保権の実行手続において債務者の事業が第三者に譲渡される場合においても、会社法等の事業譲渡と同様に、個々の契約の移転にあたり契約の相手方の個別の同意が必要になる）

✓伴走支援を通じて借り手の事業の継続および成長を実現するためには労働者からの労務提供が必要不可欠であることや、価値ある事業を継続および成長させていくことは労働者の雇用の安定の観点などから極めて重要であることを踏まえ、企業価値担保権の制度設計において労働者保護の観点が重要とされたことにも留意が必要である。

<担保目的財産の換価の方法について>

✓企業価値担保権の実行においては、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則となる。このことを踏まえると、企業価値担保権の実行にあたって、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められると考えられる。

✓実行手続における管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人全

² <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250530-2/02.pdf>

体に対して善管注意義務を負うことのほか、管財人によるスポンサー選定のあり方が、労働者保護に照らして不適當であり善管注意義務に違反する場合は、労働者・労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることになることや、管財人が善管注意義務に違反した時は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うことに留意が必要である。

このほか、ガイドラインでは「企業価値担保権の実行にかかる労働者とのコミュニケーション」、「企業価値担保権の設定にかかる労働者とのコミュニケーション」について留意事項を整理しています。

なお、ガイドラインの公表にあわせて、主に労働債権に関する内容について監督指針の改正が行われました。「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針³」では、「Ⅱ-3-1-7-2 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止」、「Ⅱ-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み」（意義・基本的な考え方）の改正が行われており、これらは 2026 年 5 月 25 日から適用されます。

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250530-2/04.pdf>

「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る 基本的な考え方について」

金融庁は 2025 年 7 月 2 日、「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について」⁴を公表しました。

本来、「新しい担保制度を活用した融資にどのように取り組むかは、各金融機関が融資戦略等を検討するなかで、融資の評価等についても適切な検討をすべきものと考えられる」（金融庁）ものです。ただ、企業価値担保権は不動産等と性質が大きく異なるため、「評価や引当等の問題に関する金融機関からの疑問」について金融庁の基本的な考え方を示しました（図表 3）。

（図表 3）企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方

背景・位置付け	
■ 企業価値担保権は、不動産担保等と性質が大きく異なるため、融資の評価や引当の方法等について、多くの金融機関から、疑問が寄せられている。 （主な疑問）・自己査定・償却・引当において、不動産担保等と同様に、一般担保（客観的な処分可能性がある担保）として扱っていいのか。 ・一般担保として扱えないのであれば、無担保と変わらないのではないか。 ■ これらの疑問に対する金融庁の基本的な考え方を整理するもの。	
基本的な考え方	■ 「企業価値」は、将来見通し等の主観に大きく依存し、また、事業停止時には価値を見込むことが難しいため、一般担保（客観的な処分可能性のある担保）として扱うことは困難。 （注）総財産の中に一般担保の要件を満たす不動産等があれば、その分は一般担保として考慮できる。 また、無担保融資とは、融資の性格が、以下のような点において、大きく異なる。 ■ 企業価値担保権は、法的な裏付けをもって（借り手の総財産への担保設定を通じ）、借り手と貸し手の間に特別に緊密な関係を構築することを可能とする制度。 貸し手には、借り手の経営実態等を適切に把握し適切に支援することで、将来において経営困難に至るリスク（倒産確率等）を低減すること等が期待される。また、他の貸し手による担保実行を停止させる権限や、事業譲渡に係る実行手続を開始する権限等が付与される。 一 借り手・貸し手双方が、将来見通しにコミットしやすくなり、債務者区分・格付の判定等において、将来・定性情報を適切に反映できる前提条件が満たされる。
具体的な反映方法（例）	■ 具体的な反映方法は、以下の例も参考にしつつ、各金融機関における検討を期待。 ・米国资務を参考とする例 （日本のような債務者区分の判定一債権格付という段階を踏むことなく）融資の回収可能性を直截に評価することとし、将来キャッシュフローの予測など、将来・定性情報を最初から明示的に反映し、評価する。 ・従来からの日本の方法をベースとする例（債務者区分の判定一債権格付の段階を踏む例） 例えば、外形的な財務情報（債務超過等）だけでは、要注意先・破綻懸念先となる借り手であっても、緊密な関係を築いている中で、事業の見通し（キャッシュフロー創出能力）が見込めるのであれば、正常先・要注意先と判定するなど、債務者区分の判定の際に、将来・定性情報を適切に反映させる。
適切性の確保	■ 各金融機関は、恣意的な運用にならないよう、評価や引当の方法等に係る適切なルールを定め、文書化と組織内の共有を図るほか、事後的な検証・（必要な場合は）ルールの見直しを行う。 ■ 金融庁は、各金融機関が定めたルールを尊重しつつ、その運用実態、事後的な検証の結果に照らしたルールの見直しの要否等を継続的に対話する。

（出所）金融庁「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方」参考資料、2025 年 7 月 2 日

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250702/03.pdf>

<評価や引当の方法等に関する基本的な考え方>

✓企業価値担保権について、不動産担保と同じ「一般担保」（客観的な処分可能性がある担保）として取り扱うことは、一般的に非常に難しいと考えざるを得ない。アメリカでも不動産担保とは異なる性格のものとして扱われている。

✓ただし、企業価値担保権の目的財産のなかに、従来的一般担保の要件を満たす財産（不動産等）があれば、その価値を従来どおり一般担保と同様に回収見込額の算定等において考慮できると考えられる。

✓企業価値担保権付きの融資は上記のとおり一般担保としては取り扱うのは難しいが、一方で、無担保融資と同じ扱いとすることは、およそ合理的ではないと考えざるをえない。

✓そもそも、企業価値担保権付き融資は、これまでの不動産担保を使った多くの融資や、無担保融資とは、融資の性格そのものが大きく異なることに留意する必要がある。融資の評価や引当の検討にあたっては、この融資の特性を十分考慮し合理的な取扱いを考える必要がある。

✓企業価値担保権は、借り手が総財産に一体として担保設定することにより、貸し手との間において特別に緊密な関係を構築することを、法的な裏付けをもって可能とする制度である。このような法的な裏付けのある緊密な関係を前提として、貸し手が借り手の経営実態等を適切に把握し、両者間の「情報の非対称性」を軽減することで、事業性に着目した融資等により一層取り組みやすくなることが期待される。

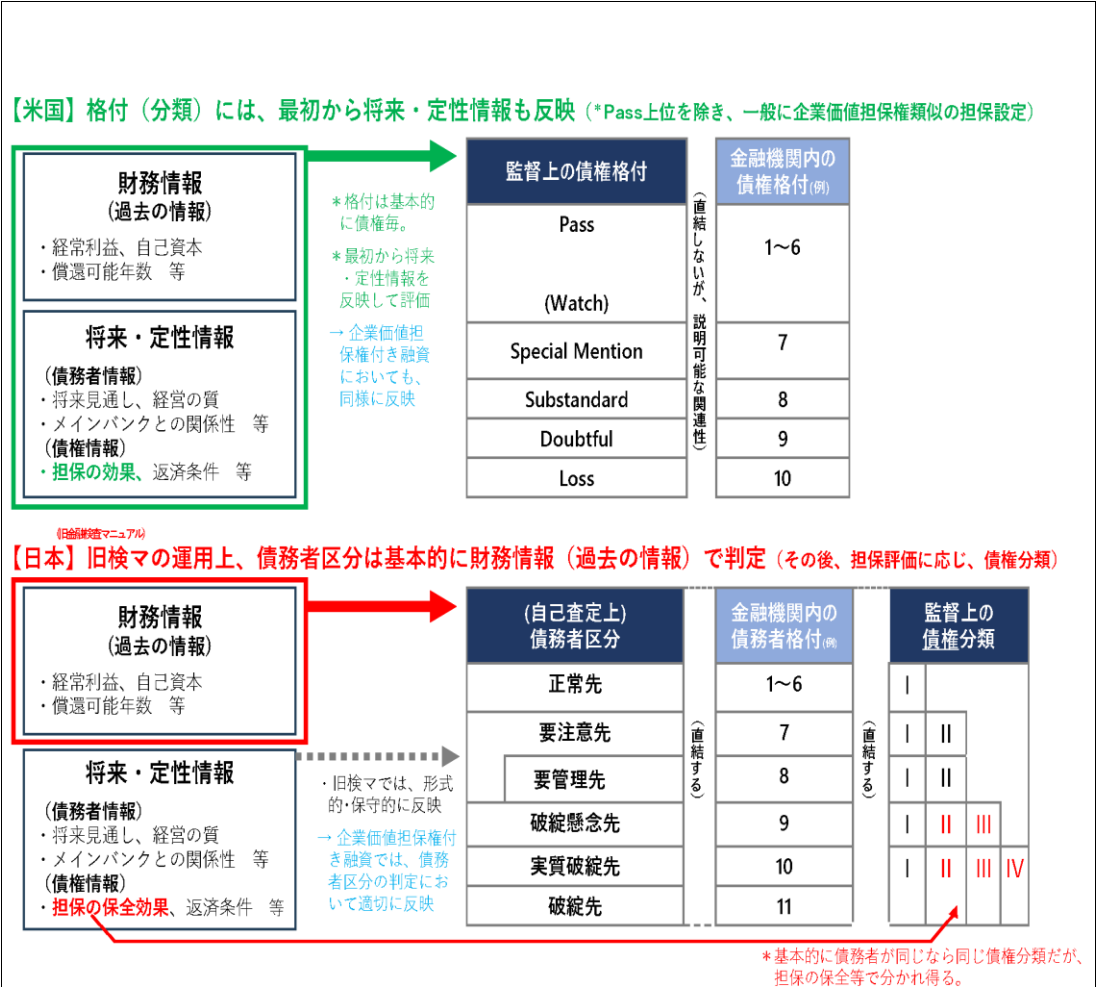
<貸倒引当金への反映に関する考慮の方向性>

✓貸倒引当金は、会計上の見積もりを伴う性質上、各金融機関の経営陣の判断に基づく、幅のある推計とならざるをえない。そのため、具体的な方法は、各金融機関の特性に応じて多様であり、1つに限られるということは基本的にない。そのうえで、以下では3つの方法を例示して検討する。

（１）融資債権ごとに事業収益からの返済可能性を直截に評価する考え方

✓企業価値担保権を使った融資は、従来の融資とは別に管理し、アメリカのように直截に、当該融資債権ごとに事業収益からの返済可能性を評価し、その際には特に将来キャッシュ・フローの予測を重要視するとともに、財務情報等の過去の情報だけでなく、定性情報や将来情報を明示的に考慮に入れて評価することもなじむものと考えられる（図表４）。この方法を採用する場合には、新たに返済可能性の具体的な判定基準および予想損失率の考え方を検討することが求められる。

(図表4) 評価や引当の方法等に関する米国の事例等



✓ただし、プロジェクト・ファイナンス以外の場合には、新たな判定基準を検討する必要がある。たとえば、当初審査時に想定される事業の見通し（キャッシュ・フロー創出能力）を基礎として、各金融機関において定める範囲内で推移している限りは正常先とし、想定を下回る場合には、借り手と事業の見直しについて協議することとしつつ、見直しが困難な場合は、要注意先に区分する等のルールを構築することなどが考えられる。

（３）従来からの日本の貸倒引当金の見積もり方法をベースとした考え方

✓従前から方法、すなわち、①債務者区分・格付への振り分けプロセスを経て、②担保の有無に応じて調整、評価を行い、（未保全）債権額に対して予想損失率を乗じて損失見込額を算定するという枠組みのなかで、企業価値担保権付き融資の特性を考慮に入れた反映方法をとることも考えられる。

✓この場合においては、最初の①債務者区分・格付のグループへの振り分けの段階で企業価値担保権付き融資がもつ特性を考慮し、従前から融資とは別のグループとして管理したうえで、財務情報等の過去の情報だけでなく、足もとの事業の状況に加え、将来・定性情報等も適切に考慮に入れることが考えられる。

<適切性の確保>

✓上記の考慮は、その時々で大きな変更が生じるような恣意的なものとならないよう、合理性のある一貫した方針のもとで行われる必要がある。そのため、各金融機関においては、自己査定基準等において以下のようなルールを明確化することが考えられる。

（１）企業価値担保権付き融資に適した融資方針等を策定・特定したうえで、関係部署間（営業部門、信用リスク管理部門、内部監査部門等）で共有・実施する必要があると考えられる。

（２）企業価値担保権の設定等を通じて、他の貸し手とは質的に異なる緊密な関係を構築し、借り手の事業の将来見通しを的確に把握する態勢を整備する必要があると考えられる。

（３）的確な融資の評価（債務者区分・格付の判定）を行うにあたり、事業の継続性や将来の返済可能性があると考ええる根拠として、事業の見通し（キャッシュ・フロー創出能力）が想定範囲内で推移していること等を疎明できる必要があると考えられる。

✓上記の対応は、将来の事業見通しや将来損失の見積もりに関するものであるため、金融機関ごとに幅のある推計とならざるをえない。ただし、幅があったとしても、その時々

おける最善の見積もりとなるよう、各金融機関において、データの蓄積やこれに基づく振り返りなど「事後的な検証」を通じて、必要な見直しを図ることが求められる。

✓金融庁は、①どのように事業支援を行っているか／モニタリング態勢の整備状況と運用実態はどのようなものか、②債務者区分・格付の判定や貸倒引当金の算定については、自ら定めたルールに従って一貫性のある形で適切に行われているか、③事後的な検証の結果に照らして、不合理なルールとなっていないか／ルールやモニタリングのあり方の見直しの要否について検討しているか、などについて継続的に金融機関と対話を行う。

「企業価値担保権の活用に向けた基本的な考え方と今後の課題」 (企業価値担保権の活用に向けた報告書)

全国銀行協会は 2025 年 3 月 27 日、同協会が事務局をつとめる勉強会が取りまとめた「企業価値担保権の活用に向けた報告書(2024 年度)」⁵を公表しました。同報告書は「事業性融資の推進等に関する法律」において新たに定められた企業価値担保権について、金融機関が活用に向けた準備を進めていくうえで業界レベルで検討すべき事項を議論することを目的に 2024 年 10 月から 5 回にわたって開催された「勉強会」での議論のうち、金融機関における融資実務への影響や今後の課題等について取りまとめたものです。

報告書の「活用に向けた基本的な考え方」、「今後の課題等」については下記のとおりです。

<企業価値担保権の活用に向けた基本的な考え方>

✓企業価値担保権を活用した一行取引(または少数の一銀行団取引)が浸透した場合、事業者から見て信頼でき、かつ魅力的な支援が期待できる一部の金融機関に取引が集中することになる。

✓このため、金融機関が、事業者を囲い込むことだけを目的として本制度を用い、事業者の企業価値向上に資する支援が行われなければ、本制度の信頼を損ねることになる点は、金融機関として十分に肝に銘じておく必要がある。

<企業価値担保権の活用に向けた今後の課題>

<1>優越的地位の濫用防止の徹底

✓各金融機関においては、企業価値担保権の活用による事業者との取引関係への影響等には十分留意しつつ、これまで構築してきた優越的地位の濫用防止に向けた枠組みを踏まえ、事業者との健全な取引関係の維持・発展に積極的に取り組むことが求められる。

<2>事業者への説明

✓事業者との健全な取引関係を構築するうえで、企業価値担保権の特徴を踏まえた事業者との適切なコミュニケーションが重要であり、そのためには、事業者へ事前に説明しておくべき事項等についてあらかじめ整理しておく必要がある。

⁵ <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370327.pdf>

✓想定される担保設定時の事業者への主な説明事項(例)を整理する(図表5)。ただし、各金融機関における活用方法や方針、当局からの要請事項等により内容は変わる可能性がある。

(図表5) 企業価値担保権設定時の事業者への説明事項(例)

項目	説明事項(例)
制度概要	■ 基本的な制度の概要(「2. 企業価値担保権の制度概要」参照)
企業価値担保権のメリット	■ メインバンクを明確化できること ■ 事業性評価(過去のBS/PLだけでなく、将来CF等の事業の将来性の評価)に基づいた資金調達が可能 ■ 事業計画の達成や経営改善に向けて伴走支援が得られること
企業価値担保権を活用する上での留意点	■ 信託スキームを用いるため、信託報酬等の費用が発生し得ること^(注) ■ 通常の事業の範囲を超える資産処分は担保権者の同意が必要 ■ 事業計画等、事業の将来性に関する情報提供を必要とすること ■ 伴走支援のために緊密にモニタリングを実施すること ■ 後続金融機関にとっては企業価値担保権を設定している金融機関対比で相対的に信用リスクが高まることになり、事業者に対してそれに応じた借入条件を提示する可能性があること ■ 上記、留意点に見合ったメリットが得られる見込みがあるか、事業者自身で十分に検討すること
その他事前に目線合わせが必要な事項	■ 「通常の事業の範囲内外」の判断目線について ■ 将来的な企業価値担保権の取り扱いについて 例) 事業規模の拡大・信用力の向上によって解除する 等

(出所) 「企業価値担保権の活用に向けた報告書」(2024年度)、2025年3月27日

(注) 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告においては、与信者が受託者を兼ねることで、信託契約に係るコストを抑えられる可能性がある旨が示唆されている。また、担保設定に係る登録免許税は1件につき3万円とされており、現行の個別財産を積み上げる方法での全資産担保よりも安価に担保設定が可能である点も踏まえ、事業者に総合的なコスト負担を適切に案内する必要がある。

「企業価値担保権を活用した新しい融資がよくわかる講座」 追補資料 Ver.02

2025 年9月 1 日 一般社団法人 金融財政事情研究会

禁無断転載